大阪府議会オンラインによる質問に関する運営要綱（案）

（趣旨）

第１条　この要綱は、大阪府議会会議規則（平成３年大阪府議会規則第１号。以下「会議規則」という。）第60条の２第１項に規定するオンラインによる質問に関し、同条第３項の規定に基づき、申請の方法その他必要な事項を定めるものとする。

（オンラインによる質問の対象）

第２条　オンラインによる質問は、会議規則第59条に規定する一般質問において実施する

ことができる。

（オンライン質問議員の責務）

第３条　オンラインにより質問を行う議員（以下「オンライン質問議員」という。）は、現に議場にいる状態と同様の環境を確保するため、議長により指名された時から自身の質問が終了するまでの間、映像と音声の送受信により議場の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　⑴　情報セキュリティ対策を適切に講じること。

　⑵　オンライン質問議員が現にいる場所に当該議員以外の者を入れないこと。

　⑶　会議に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

２　オンライン質問議員は、開議を予定している時刻の30分前又は会議の休憩中に、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

３　オンラインによる質問を行うために必要な経費は、オンライン質問議員の負担とする。

（オンラインによる質問の申請）

第４条　会議規則第60条の２第１項の場合において、オンラインによる質問を希望する議員は、原則として、質問日の１日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後５時までに、会議規則第２条に規定する欠席の届出とあわせて、オンライン質問申請書（別紙様式）を議長に提出しなければならない。

２　議長は、前項の申請書を提出した議員の出席が困難であると認めるときは、これを許可するものとする。この場合において、議長は、あらかじめ副議長及び議会運営委員会理事の意見を聴くことができる。

（秩序保持に関する措置）

第５条　オンライン質問議員が地方自治法第129条第１項に規定する状況にあるときは、議長は、回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

（会議規則との関係）

第６条　この要綱に定めるもののほか、オンラインによる質問に関しては、会議規則の定めるところによる。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年　月　日から施行する。

オンライン質問申請書

　　年　　月　　日

　大阪府議会

　　議長　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　議員名

　大阪府議会会議規則第60条の２第１項の規定により、オンラインにより質問することの許可を求めます。

　　　１　質問日

　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　２　理由

　　　３　メールアドレス（オンラインによる質問に必要な情報等の送付先）

　　　４　緊急連絡先（通信環境に不具合が生じた際等の連絡先）

※本申請書に記載いただいた個人情報は、オンラインによる質問の目的以外には使用いたしません。